

## 第16回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和6年9月30日(月)午前10時00分より、第16回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 北浦 荘平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎	11番 今村 正喜
12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央	14番 寺川 勝之	

#### (欠席委員)

6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	10番 吉田 利一
----------	---------	-----------

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造	水谷 修	北村 嘉朗
-------	------	-------

#### (事務局)

澤田 局長	奥田 次長	清水(囑託)	村田(囑託)	岸本(囑託)
-------	-------	--------	--------	--------

	<p style="text-align: center;">( 午前10時00分 開会 )</p> <p>局長 定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。  本日の定例総会に吉田会長、井内委員、佐原委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数14名の内、出席委員は11名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、中井推進委員から欠席の連絡を受けております。  それでは、議事進行につきまして、会長職務代理者よりしくお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、ただ今から、第16回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。  本日の議事録署名委員は、中西委員、今村委員のお二人にお願いいたします。  現地調査委員につきましては、藤井委員と清水委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p> <p>局長 それでは、「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>いずれも農地中間管理事業ではない利用権の更新です。  まず、番号1ですが、場所は地図の1ページとなります。期間は令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間となっており、引き続き水稻を栽培される予定です。</p> <p>続きまして番号2ですが、場所は地図の2ページとなります。期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間となっており、今後は野菜を栽培される予定とお聞きしております。</p> <p>いずれも農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。  以上です。</p>
--	---

議 長	<p>続きまして、藤井委員と清水委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
藤井委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で清水委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 並びに槇島町 の利用状況につきましては、水稲が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
清水委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で藤井委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の伊勢田町 、 及び の利用状況につきましては、3筆とも水稲が作付けされておりました。一部雑草が見受けられましたが、生育に影響はなく、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>場所は地図の3ページとなります。本件につきましては、隣接する自己所有の集合住宅の物置を設置するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
議 長	なしの声  ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。

(午前10時08分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_